

生徒心得

この心得は、本校生徒として心得るべきことの概要を述べたものである。学校生活の指針としてこの心得を実践し、健康で自律した生活を送ること。

1 礼儀

- (1) 挨拶の励行に努めること。
- (2) 言葉遣いは正しく美しい表現とすること。
- (3) 儀式や集会は、迅速かつ主体的に行動し、秩序と静粛を守ること。
- (4) 対外試合等においては常に品位を保って礼節を守り、本校生徒としての誇りを持つこと。

2 服装

- (1) 本校所定の制服とする。なお、着用にあたっては端正な着こなしを心がけること。

冬服、夏服を設ける。

※男子ズボン・女子スラックスは黒・紺・茶のベルトを着用すること。

※必要に応じて学校指定のベスト・セーターの着用を認める。

※式典等においては服装を指定する場合がある。

※p.13～p.14の服装規程図を参照

- (2) 防寒具：個人の体調に応じて防寒具の使用を認める。

ア コード…黒・紺・ベージュの単色でシンプルなデザインのもの。

イ マフラー・手袋…白・黒・紺・茶・グレー・ベージュを基調とした華美でないもの。(赤・ピンク・黄など派手な色は不可)

- (3) 通学靴は、運動靴(白・紺・黒を基調とした華美でないもの)。ローファーは黒のみとする。

- (4) 靴下は男子・女子ともに白・黒・紺とする。ストッキング・タイツは黒またはベージュの無地とすること。

- (5) 頭髪は清潔端正な髪型にすること。髪が肩の線より長い場合は束ねる

こと。ゴム・ピンは黒・濃紺・濃茶色の地味なものに限る。パーマ類や着色・脱色は厳禁する。

- (6) 怪我等により制服で登校できない場合は異装届を、担任を通じて生徒指導課に提出し許可を得ること。

3 登校・下校

- (1) 生徒は、始業時刻5分前までに登校すること。
- (2) 登校後無断で校外に出ないこと。外出する場合は、必ず担任又は指導教師の許可を受けること。
- (3) 下校時間は、3月～10月は19時30分、11月～2月は19時とする。その後まで居残る者は指導教師の許可を受けること。(土、日、祝日は16時45分とする)

4 交通安全

- (1) 歩行や自転車通学の際には交通法規を遵守し、安全に留意すること。
- (2) 学校下から学校間は自転車を押して通行すること。
- (3) 電車・バス通学生は乗車マナーを守ること。

(4) 自転車通学

ア 自転車通学希望者は、年度初めに許可申請書を生徒指導課に提出し許可を得ること。

イ 自転車通学希望者は条例に基づき必ず任意保険に加入すること。

ウ 通学距離や公共の交通機関、駐輪場の収容量などを考慮して自転車の通学を許可する。

エ 自転車点検、雨具点検等を経て許可された者は、ステッカーを所定の箇所に貼りつけること。

オ 盗難予防のために必ず施錠し、指定された駐輪場に整理して駐輪すること。

カ ヘルメットの着用は努力義務である。

キ 交通事故にあった場合は、警察や救急への連絡等必要な処置を講じ、その後担任を通じて生徒指導課に報告すること。

- (5) すべての運転免許の取得及び通学は原則として禁止する。但し、やむを得ない理由により運転免許の必要な者に対しては、別途協議し許可する場合もある。

服装規程図

